

〔別紙1〕

随 意 契 約 理 由 書

神戸市

件 名	荒ごみクレーン操作室窓ガラス洗浄装置補修
契約の相手方	オリエンタル機電株式会社
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由 本設備は、ごみクレーン運転操作室の窓ガラスを自動洗浄する設備であり、定期的に使用することで、クレーン運転時の視界を確保する重要な設備である。設備の故障停止はごみ受入れに直接影響し、クリーンセンター全体の運転に大きく影響が波及することから、故障部品については迅速に交換し、設備の健全性を維持しなければならない。本設備は、上記業者が独自に設計製作したものであり、各装置のシステム構成や性能並びに補修・点検方法に関する技術的な情報、知識は上記業者以外に知りえない為、本設備の補修は上記業者でしか履行することができない。 よって、以上の理由により上記業者と随意契約を締結する。	
担 当 部 署 (問合せ先)	神戸市環境局東クリーンセンター (電話番号 078-452-4100)